

第3 低炭素社会の構築に 向けた取組

第3 低炭素社会の構築に向けた取組

1 地球温暖化対策条例に基づく取組

京都市地球温暖化対策条例で定める温室効果ガス排出量 10%削減の目標の達成に向け、地球温暖化対策推進本部を中心とした全庁的な取組の推進や、地球温暖化対策推進委員会による施策の点検評価を行う。

(1) 京都市地球温暖化対策条例

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進のため、「京都市地球温暖化対策条例」を平成 16 年 12 月に制定し、平成 17 年 4 月 1 日から施行している。

平成 22 年までに温室効果ガス排出量を平成 2 年から 10%削減するという目標を掲げたうえ、本市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めている。

同条例の規定に基づき、毎年度、市内の温室効果ガス排出量の状況や、地球温暖化対策計画に基づく施策の進ちょく状況についてとりまとめた「地球温暖化対策に係る年次報告書」を公表している。

さらに、条例の施行状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、平成 22 年 9 月市会に同条例の全部を改正する条例案を提出し、全会一致で可決された。改正条例は、一部の規定を除き、平成 23 年 4 月からの施行である。

【改正地球温暖化対策条例の特徴】

- ・温室効果ガス総排出量の削減目標として、
平成 42（2030）年度までに平成 2（1990）年度比「40%削減」、
平成 32（2020）年度までに平成 2（1990）年度比「25%削減」を規定する。
- ・本市は、事業者、市民等が削減した温室効果ガスの量を他の事業者との間で取引することを促進するための施策を実施する。
- ・特定事業者に対して、環境マネジメントシステムの導入や、自動車購入時の一定割合以上のエコカー導入を義務化する。
- ・特定建築物の新築等を行おうとする建築主に対し、一定割合以上の地域産木材の利用や、再生可能エネルギー利用設備の設置を義務化する。
- ・削減目標や主たる対策について京都府と共同条例化する。

(2) 京都市地球温暖化対策計画（平成 18 年 8 月策定）

平成 18 年から平成 22 年までの 5 年間を行動計画期間として、地球温暖化対策条例に規定する削減目標を達成するため、より詳細な二酸化炭素の部門別の削減目標、本市が取り組む施策、市民生活及び事業活動に求められる取組、取組の進ちよく管理の方法とそれを実施するための体制を定めている。

現在、同条例の改正を受け現行計画を引き継ぐ新たな計画の策定を進めている。

【施策実施状況】

全施策 163 項目
着手済み 162 項目（実施率 99%）
重点施策実施率 99%

【重点施策の実施状況及び評価】

ア 自然エネルギー・未利用エネルギーの利用促進

バイオディーゼル燃料化、太陽光発電の促進、ごみ発電については、設定した目標を概ね達成し、着実な実績を挙げている。

イ 事業者における地球温暖化対策の推進

条例に基づく特定事業者制度において、148 の特定事業者から平成 20 年度における温室効果ガス排出量削減報告書の提出があり、総排出量は 193 万 4 千トンであった。平成 20 年度の排出量状況としては、特定事業者の排出量削減に向けた取組の推進などによるもののほか、平成 20 年秋以降に発生した未曾有の経済危機の影響を受けて、全体としては基準年度排出量から 5.8%、約 12 万トンの削減結果となった。また、中小事業者には KES 認証取得の促進や、中小事業者省エネ総合サポート事業の実施により、排出量削減に向けた取組支援を行っている。

ウ 家庭における地球温暖化対策の推進

家庭対策は環境家計簿事業を核とし、「くらしの匠と進めるエコライフコミュニティ事業」や「こどもエコライフチャレンジ推進事業」など、多角的な事業の推進を図っている。

エ 自動車交通対策の推進

『歩くまち・京都』総合交通戦略」などに基づき、公共交通機関利用への転換、自動車利用の抑制、エコカーの普及支援、エコドライブやアイドリング・ストップの推進に取り組んでいる。

オ 森林吸収の促進

森林吸収による温室効果ガスの吸収量の目標は平成 22 年に 12 万トンを見込んでいる（平成 20 年度末吸収量 約 9.9 万トン）ため、目標達成に向け市内産木材の活用や木質バイオマスエネルギーの活用、担い手の養成などの森林育成対策を検討する。

(3) 地球温暖化対策推進本部（平成 17 年 4 月設置）

地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための全庁横断的な組織体制であり、市長を本部長とし、各局、区、支所長等で構成する。

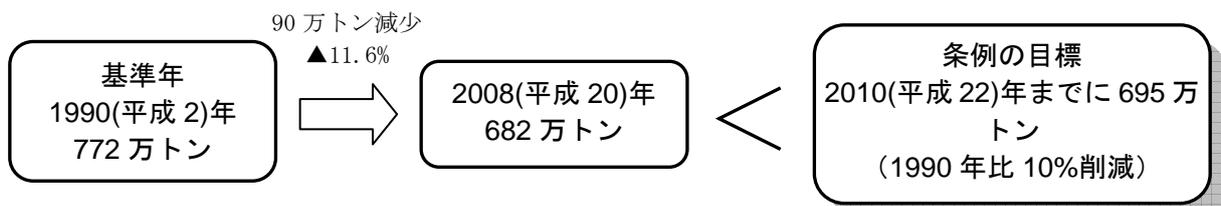
地球温暖化対策条例に規定する年次報告書の作成や地球温暖化対策の推進に関する施策で重要なものの企画、立案、総合調整などの事務を所掌する。

(4) 地球温暖化対策推進委員会

京都市環境審議会の部会として、平成 19 年 2 月に「地球温暖化対策評価検討委員会」を設置した。地球温暖化対策計画の取組を点検評価するための第三者機関であり、学識経験者に加えて、市民、事業者の代表などで構成され、2 年間の任期において 9 回、委員会を開催した。

平成 21 年度からは、委員を再編成し、名称を「地球温暖化対策推進委員会」に改め、地球温暖化対策条例の改正及び新たな地球温暖化対策計画の策定について審議している。

(5) 京都市における温室効果ガスの総排出量（2008（平成 20）年）



※この総排出量は、化石燃料の使用等に伴い実際に排出された温室効果ガスから、森林吸収量や市民が設置した太陽光発電からの余剰電力の売却量など、温室効果ガス排出量を削減する効果のある量（削減効果量）を差し引いたものである。

(6) 特定事業者排出量削減計画・報告・公表制度

京都市地球温暖化対策条例に基づき、平成 17 年 10 月から、特定事業者（平成 22 年 3 月末現在 148 事業者）における温室効果ガス排出量削減への取組について、「特定事業者排出量削減計画書」及び「特定事業者排出量削減報告書」の提出を義務付け、その内容を公表している。

本制度は、特定事業者の自主的な温室効果ガス排出削減の取組を促すことを目的とし、以下のとおり、特定事業者に対する支援・指導等を行っている。

- ① 排出量削減計画書及び報告書を作成する時点における「相談」
- ② 排出量を増加させている事業者や、計画との乖離が大きい事業者等を対象に取組状況を把握する「訪問調査」
- ③ 排出量を増加させ、かつ、取組が遅れている事業者に対する「支援・指導」

(7) 特定建築物排出量削減計画・公表制度

京都市地球温暖化対策条例の規定に基づき、一定規模以上の新築及び増築を行なう建築主に対して、特定建築物排出量削減計画書の提出を義務付け、その内容を公表している。制度開始から平成 21 年度末までの間に 349 件の計画書の提出を受け、大規模建築主に対して排出量削減に向けた取組を促している。

(8) 京都市地域新エネルギービジョン

新エネルギーの導入を促進するため、平成 12 年 3 月に「京都市地域新エネルギービジョン」を策定した。本ビジョンにおいては、バイオマスエネルギーの活用促進、公共施設への新エネルギー等の導入促進などの重点プロジェクトを掲げ、その推進を図っている。

平成 22 年度は、総務省より委託を受けた「緑の分権改革」推進事業を活用し、これらのエネルギーの導入目標量の設定や、その達成に向けて重点的に取り組むべき施策等について、新たに策定を進めている地球温暖化対策計画と併せて検討を進めていく。

(9) 府市行政協働パネル

実務者レベルで、府市の共通する課題や問題を提起しあい、府市で協働できることや、二重行政の回避などについて協議を行うために府市行政協働パネルを開催している。平成 20 年度から地球温暖化防止について話し合う地球温暖化対策パネルを実施している。平成 21 年度は平成 22 年 3 月に実施し、地球温暖化対策条例改正など、新たな温室効果ガス削減枠組みの構築に向けて協議した。

(10) 持続可能な社会を描く「脱温暖化・京都ビジョン 2030」(仮称)の策定

2030 年を目標として、温室効果ガスの排出が少ない持続可能な社会像を描き、その実現を目指して取り組むべき方策を明らかにしたビジョンを検討し、市民や事業者と共有する。改正地球温暖化対策条例及び新地球温暖化対策計画の策定と併せて検討を進める。

2 環境モデル都市行動計画に基づく取組

本市は、平成 21 年 1 月 23 日に、温室効果ガスの大幅な削減などに高い目標を掲げ、先駆的な取組にチャレンジする都市である「環境モデル都市」に選定された。現在、平成 21 年 3 月に策定した「京都市環境モデル都市行動計画」に基づき、低炭素社会の実現に向けた取組を進めている。

行動計画に掲げる「『歩くまち・京都』戦略」「『木の文化を大切にすまち・京都』戦略」「” DO YOU KYOTO?” ライフスタイルの変革と技術革新（イノベーション）」の3つのシンボルプロジェクトの推進に当たり、「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」の提言、「『木の文化を大切にすまち・京都』市民会議」の検討報告書や、平成21年度に策定された「『歩くまち・京都』総合交通戦略」などを踏まえ、京都の特性・魅力を活かした取組を推進する。

(1) 「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業

二酸化炭素の吸収源である森林に恵まれた京都が歴史的に培ってきた木造建築や景観などの「木の文化」を踏まえ、中長期的な展望のもとに「低炭素型景観の創造」を目指し、都市構造、暮らしかた、木材の流通、森林涵養など幅広い観点から、「木の文化を大切にすまち・京都」の実現に向けた取組について議論するため、平成20年12月、「木の文化を大切にすまち・京都」市民会議を設置した。市民会議には、専門的事項を検討する3つのプロジェクトチーム（「森と緑」、「京都環境配慮建築物（CASBEE 京都）」、「平成の京町家」）を設置し、議論を進め、平成22年3月に検討報告書を取りまとめた。

(2) 環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議

低炭素社会の構築を目指し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るため、「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」を設置し、環境、経済、消費生活、教育、青少年健全育成、防犯、労働、景観、まちづくり、文化歴史などの幅広い観点から、課題や方策について議論が行われ、平成22年4月には、提言が提出された。

この提言をもとに、平成22年度には、助成金の交付事業や社会実験、実践研究グループによる調査・研究などの事業を行う。

(3) 「京都市環境共生市民協働事業基金」（京都市民環境ファンド）

市民や事業者をはじめ、さまざまな主体による「環境共生型都市づくり」を実現するための事業を、経済的に支えるために「京都市民環境ファンド」を運営している。基金には家庭ごみの有料指定袋制による収入、市民や事業者からの寄付金を組み入れ、各種事業に充当する他、一部を複数年にわたり積み立て、市民意見等を基に用途を検討し、活用していく。

3 家庭部門における地球温暖化対策

「DO YOU KYOTO?」プロジェクトの展開や環境家計簿の5万世帯への拡大などを通じ、温室効果ガス排出量が増加し続けている家庭部門からの削減を図る。

(1) 「DO YOU KYOTO?」プロジェクトの展開

京都議定書発効の地として、「DO YOU KYOTO?」（環境にいいことしていますか？）を合言葉に、毎月16日の「DO YOU KYOTO?デー」（環境にいいことをする日）において、「ライトダウン」や「京灯ディナー」、「ノーマイカーデー」などの取組を推進するとともに、「DO YOU KYOTO?」をラッピングした市バスを走行させるなど、広く市民や観光客に、環境にやさしい取組の普及啓発を行う。

(2) 環境家計簿推進事業

家庭部門における二酸化炭素排出量削減を目的として、平成10年度から家庭における省エネ活動等の実践を促進するため、環境家計簿を使った取組を展開している。

入門版、普及版、本格版、子ども版、インターネット版の5種類の環境家計簿を作成し、市民や事業者、学校等での取組を進めている。未来まちづくりプランに掲げる平成23年度までに取組世帯5万世帯の目標に向け、様々な機会をとらえて環境家計簿の取組を進めている。

＜実績＞ 平成22年9月1日現在 累計37,848世帯

(3) こどもエコライフチャレンジ推進事業

将来を担う子ども達が地球温暖化問題に対し、自ら考え体験する授業を通じて理解を深め、夏（冬）休み期間中に家庭で「子ども版環境家計簿」に取り組むことにより、子どもの視点からライフスタイルを見直し、地球温暖化防止につながるエコライフの実践継続を図っている。休み期間中の取組を充実したものにするため、休み前に事前学習会と、休み後に事後学習会をそれぞれ開催する。

平成21年度は、101校で実施し、平成22年度は全市立小学校177校で実施する。

(4) 「くらしの匠」と進めるエコライフ・コミュニティづくり事業

増加する家庭から二酸化炭素の削減を図るため、エコライフの専門家である「くらしの匠」の支援の下、対象地域でチームを組み、省エネ・省資源に関する学習会や相談、助言等を行い、地域の特徴に応じた「エコアクション宣言（共通の取組）」を発表・実践する「エコライフ・コミュニティ」の構築を目指し取り組んでいる。平成21年度は新規14地域139世帯が参加し、省エネナビを使った省エネの取組により、電気使用量が平均8.7%削減した。平成22年度は、新規14地域、前年度からの継続地域14地域、計28地域で実施する予定である。

(5) 太陽光発電普及促進事業

住宅等に太陽光発電システムを設置する市民に対して平成 15 年度から助成制度を設けており、平成 21 年度は 431 件(1472kW)に助成した。平成 22 年度は、集会所を助成対象に追加した。助成額については平成 21 年度から、景観規制区域(市街化区域の約 95%)において景観配慮型システムを設置した場合に 1kW あたり 8 万円、それ以外の区域は、1kW あたり 5 万円(上限 4kW)とし、助成を行っている。

(6) 省エネ型家電製品の普及促進

増加傾向にある民生家庭部門における二酸化炭素排出量削減の取組として、市民の心がけによる省エネの取組に加え、省エネ型家電製品を普及させることが有効である。そこで、京都市地球温暖化対策条例において、省エネ型家電製品を販売する事業者に対し、省エネ性能が一目でわかる「省エネラベル」を店頭に表示し、求めに応じて説明することを義務付け、消費者が省エネ性能の高い商品を選んで購入できる仕組みを進めている。

平成 21 年 7 月 25 日に本市、京都府、京都府電機商業組合の三者で省エネ家電普及促進に関する協定を締結した。

平成 22 年 4 月 1 日に府市ともに地球温暖化対策条例の施行規則を改正し、これまで統一省エネラベルの対象品目であったエアコン、テレビ及び冷蔵庫に加え、電気便座と蛍光灯器具を追加した。

4 産業・業務部門における地球温暖化対策

中小事業者に対して省エネ診断、省エネ設備導入補助、省エネアドバイザー、省エネセミナーを一貫して行う「中小事業者省エネ総合サポート事業」などを通じ、産業・業務部門からの温室効果ガス排出量の削減を図る。

(1) 中小事業者省エネ総合サポート事業

ア 省エネ診断

省エネに関する専門家を派遣し、具体的なエネルギー使用状況等を調査・診断し、改善に向けた省エネ対策の提案を行う。

イ 省エネ設備導入補助

a 省エネ設備導入補助金

省エネ診断で本市が提案した省エネ対策のうち、省エネ効果が高い設備の導入等を実施する事業者に対して、その経費の 3 分の 1 以内(上限 300 万円)を本市の予算範囲内で補助する。

b 地域グリーンニューディール基金活用補助金

省エネ設備導入補助金の交付対象者が、省エネ診断で提案した取組を複合的又は一体的に整備する場合に、省エネ設備導入補助金に上乗せして、本市の予算範囲内で交付する。(省エネ設備導入補助金交付額控除後の事業経費の3分の1以内(上限200万円))

ウ 省エネアドバイザー

中小企業が抱える経費削減の課題の解決に向けて、省エネアドバイザーが企業を訪問し、経営相談と連携した省エネ相談を実施し、きめ細やかに省エネの取組をアドバイスする。

エ 省エネセミナー

中小事業者の経営者・施設管理担当者を対象とした省エネに関するセミナーを開催し、セミナーで習得した省エネに関する知識や取組を自社でも活用し、エネルギー使用量・温室効果ガスの削減を促すことと合わせて、より効果的な省エネが可能となる省エネ診断事業への誘導を図る。

(2) 事業者向け環境学習セミナー

市内の事業所の環境担当者を対象に、環境マネジメントシステムの導入や本業における取組、日常業務における取組、本業を活かしたCSR的な取組、地域市民としての取組などにおける環境活動について、事業所内で中心となって推進する人材の養成を目的とした5回連続セミナーを開催する。

<過去受講実績>

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受講者	34名	32名	57名	50名
修了証書発行者数	21名	25名	38名	35名
認定書発行社数	—	—	36社	32社

(3) グリーン購入の促進

環境への負荷が少ない商品やサービスを、優先的に購入する「グリーン購入」を広く普及させることを目的に、平成16年11月に「京都グリーン購入ネットワーク(KGPN)」を設立した。同ネットワークと連携し、市民、事業者のグリーン購入を推進している。

会員数148(平成22年9月1日現在)

5 運輸部門における地球温暖化対策

(1) エコドライブ普及促進

平成8年度から、不必要なアイドリングの停止を普及・啓発する「アイドリング・ストップ運動」を市内駐車場等で展開してきた。平成19年度からは環境にやさしい運転方法であるエコドライブの実践と普及を進めるため、「京エコドライバーズ」宣言の登録制度を創設し、登録の拡大を図っている。（目標：22年度末60,000名）また、平成16年度からの事業者向けの「エコドライブ推進者」用の研修会に加え、市民向けのエコドライブ教室も実施している。

平成20年度からは、事業所を対象として「エコドライブ推進事業所」の登録拡大を図り、エコドライブのさらなる普及を行っている。（目標：22年度末 1,000事業所）

＜実績＞ 京エコドライバーズ宣言 平成22年10月1日現在 累計60,642名
エコドライブ推進事業所 平成22年10月1日現在 累計507事業所

(2) 京都市都心部(まちなか)グリーン配送推進協議会

事業者の自主的なグリーン配送を推進することを目的として、職と住が複合する職住共存地区を含んだ市中心部において、商店街振興組合等の事業者団体及び商工会議所等の関係団体で構成する「京都市都心部(まちなか)グリーン配送推進協議会」を平成16年1月に設立し、エコドライブの推進、配送の効率化の推進、環境への負荷の少ない自動車の導入等を推進している。

平成16年11月には、「エコドライブ推進者認定制度」を創設し、平成22年3月末までに27回の研修会を開催し、851名をエコドライブ推進者として認定した。また、平成17年度から「京・まちなかエコカー普及運動」を推進している。

(3) 次世代自動車普及促進事業

環境性能の高い電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(pHV)の普及を促進するため、平成21年度は、中小企業への乗用電気自動車、充電設備設置に対する融資制度の新設、基盤整備として市内の公共施設を中心とした充電設備の設置(33箇所40基)、京都府と共同でタクシー・レンタカー業者への電気自動車等導入補助(最大60万円)を行った。また、電気自動車として初の本格的な量産車であるi-MiEVを5台公用車として導入し、電気自動車の周知と将来的な普及促進等に係る検討を行うため、平成21年度から市民向けEVカーシェアリングを実施している。さらに、平成22年4月からは、電気自動車(軽自動車)に対する軽自動車税の免除を実施している。

6 国際的な地球温暖化対策

地球温暖化対策の模範となる取組を世界に発信し行動の輪を広げることが、京都議定書誕生の地である本市の国際的な使命であるため、「ICLEI（イクレイー持続可能性を目指す自治体協議会）」に加盟し、世界の自治体と連携して地域レベルでの取組を推進している。

平成 21 年度には、コペンハーゲンで行われた COP15 において、京都議定書誕生の地としてメッセージを発信した。

平成 22 年度も引き続き、イクレイを通じて先進的な地球温暖化対策事例の収集及び本市の取組を発信していく。

7 京都市役所における地球温暖化対策

平成 18 年 3 月に策定した地方公共団体として本市が行う事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの削減のための措置に関する計画である「京都市役所 CO2 削減アクションプラン」（概要は次のとおり）の進行管理を行い、温室効果ガス排出量の削減を図る。

現行の「京都市役所 CO2 削減アクションプラン」は、平成 22 年度までが計画期間であることから、現在、地球温暖化対策計画と一体的な形で計画の策定を進めている。

(1) 目的

- ・ 市内有数の大規模事業者として、自らの事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に努め、本市の目指す削減目標及び我が国に課せられた削減目標の達成につなげる。
- ・ 率先した取組を進め、公表することにより、市民、事業者の参加と協働による取組の推進を図る。
- ・ 事業者としての取組を推進することにより、本市職員の地球温暖化問題に対する関心を向上させ、全庁を挙げた地球温暖化対策の推進を図る。

(2) 計画期間

平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 年間

(3) 計画の対象範囲

本市が実施しているすべての事務及び事業が対象となる。

部門	対象となる事業
事務系	事業系、市民サービス系を除くすべての事務・事業
事業系	廃棄物処理事業、市場運営事業、交通事業、上下水道事業
市民サービス系	病院事業、保育事業、文化事業、教育関係事業

(4) 目標

平成 22 年度までに、本市の事務・事業における温室効果ガス排出量を、平成 16 年度を基準として 15.1%削減する。(事務系△4.2%、事業系△17.2%、市民サービス系+0.8%)

8 その他の地球温暖化対策の取組

(1) 京のアジェンダ 21 推進事業

平成 9 年 12 月の「国連気候変動枠組み条約第 3 回締結国会議 (COP3)」の開催を控えた同年 10 月に、市民生活や経済活動を消費型から循環型へ変革し、持続型社会づくりを目指す行動計画として、「京のアジェンダ 21」を策定した。「京のアジェンダ 21」の普及啓発、実践活動を推進するため、市民・事業者参加のパートナーシップ組織として、平成 10 年 11 月に「京のアジェンダ 21 フォーラム」を設立した。

- ・ 会員数 505 (個人 212 人, 団体 293 団体, 平成 22 年 9 月 1 日現在)
- ・ これまでの主な成果
 - 平成 13 年度 「K E S 認証事業部」設置, K E S 審査登録を開始
 - 平成 14 年度 「省エネラベル」を活用した省エネ製品グリーンコンシューマーキャンペーン実施。省エネ法において、全国統一の省エネラベルとして採用
 - 平成 19 年度 「京 (みやこ) グリーン電力証書」の制度施行
 - 〃 「京都環境コミュニティ活動 (KESC)」プロジェクト実施
 - 平成 20 年度 「京 (みやこ) グリーン電力証書」制度
販売電力量 65,000kWh (参考:平成 19 年度 3,800kWh)
 - 平成 21 年度 「京 (みやこ) グリーン電力証書」制度を京グリーン電力運営協議会に移行

(2) 京エコロジーセンター運営

地球温暖化防止京都会議 (COP3) の開催 (平成 9 年 12 月) を記念し、平成 14 年 4 月 21 日に開館した。身近なごみ問題から地球規模の環境問題まで、幅広い視点に立った環境意識の定着を図り、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場所で、環境にやさしい実践活動の輪を広げるための拠点施設として運営している。

(3) 「KYOTO 地球環境の殿堂」

平成 21 年度に「京都議定書」誕生の地、国立京都国際会館において、地球環境の保全に著しく貢献した方を顕彰し、その功績を永く後世にたたえる「KYOTO 地球環境の殿堂」を創設した。平成 22 年においても、新たな殿堂入りを招へいし、表彰式を開催する。

